

省 令

○農林水産省令第四十二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)

第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二年十月三十日

農林水産大臣 山本 富雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の三の項地域の欄中「北緯二十七度十分」を「北緯二十六度」に、「北大東島及び南大東島を含み、与論島、久米島」を「大東諸島及び」に改め、「及び沖大東島」を削り、同表の四の項地域の欄中「北緯二十七度十分以南、北緯二十六度以北の南西諸島(与論島及び久米島を除く)、北大東島、南大東島」を削る。

別表四の三の項地域の欄中「北緯二十七度十分」を「北緯二十六度」に、「北大東島及び南大東島を含み、与論島、久米島」を「大東諸島及び」に改め、「及び沖大東島」を削る。

別表五の三の項地域の欄中「北緯二十七度十分」を「北緯二十六度」に、「北大東島及び南大東島を含み、与論島、久米島」を「大東諸島及び」に改め、「及び沖大東島」を削る。

附 則

この省令は、平成二年十一月一日から施行する。